

後期高齢者医療の送付先変更依頼書に関する添付資料について

送付先を変更することができる理由および必要書類は下表のとおりです。

送付先変更の理由	必要書類
被保険者自身で郵便物を管理することが困難なため (親族等に送る場合や一時的に居所を移している場合)	<p>① 被保険者本人の本人確認書類の写し</p> <p>②-1 送付先となる方の住所が確認できる本人確認書類の写し 1点 (②-1の書類が用意できない場合は、②-2の書類をご用意ください)</p> <p>②-2 送付先となる方の住所が確認できる書類等の写し 2点 (例:官公署からの送付物や公共料金の請求書など)</p> <p>※申請者が本人または送付先と異なる場合は、申請者の本人確認書類の写し</p>
病院や施設へ長期に入院・入所しているため (病院や施設に送る場合)	<p>①本人確認書類の写し</p> <p>②被保険者本人が入院・入所していることが確認できる書類の写し (入院証明書、入居契約書など)</p> <p>※申請者が本人または送付先と異なる場合は、申請者の本人確認書類の写し</p>
成年後見制度により保護を受けているため (成年後見人等に送る場合)	<p>①成年後見人の本人確認書類の写し</p> <p>②保護を受けている旨が記載されてる審判書または登記事項証明書の写し</p> <p>※申請者が本人または送付先と異なる場合は、申請者の本人確認書類の写し</p>
被保険者が死亡したため	<p>①-1 送付先となる方の住所が確認できる本人確認書類の写し 1点 (①-1の書類が用意できない場合は、①-2の書類をご用意ください)</p> <p>①-2 送付先となる方の住所が確認できる書類等の写し 2点 (例:官公署からの送付物や公共料金の請求書など)</p> <p>※申請者が送付先と異なる場合は、申請者の本人確認書類の写し</p>

本人確認書類：運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど

※登録した送付先を変更・解除する場合は、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。